

いの町障害者計画等策定支援業務プロポーザル方式評価項目及び評価基準

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
業務実施体制	業務実施体制の充実	専門的な知識・ノウハウ・経験を有した担当職員を配置し、担当者を複数人配置するなど適切な体制がとられているか	10
企画提案	知識・理解	事業内容及び目的に関する理解・知識が充分にあるか。	10
	提案内容的確性	策定業務のポイントが的確にまとめられているか	10
	提案の独創性	業務の進め方や分析方法などに独創性や工夫がみられるか	10
	スケジュール	本業務を遂行するために適切なスケジュールの設定や進捗管理体制がとられているか。	10
	審査会へのアプローチ	会議を円滑かつ効果的に進めるための具体的な方策等が提案されているか	10
	編集・表現	分かりやすく、見やすい報告書となるよう工夫された提案がされているか	10
個人情報保護	第三者における認定・認証の有無等	プライバシーポリシーの有無・プライバシーマーク等の所持、提供・収集・作成した情報の業務終了後の保存・保管について適切な処置を講じているか。	10
業務実績	業務実績	同種の計画の策定支援において実績を複数有しているか	10
見積価格	見積価格	見積の積算が明確であり、かつ安価に提案がなされているか。	10
計			100

## 評価の方法

1. 評価は、いの町障害者計画等策定支援業務プロポーザル審査委員会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについて予め定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。
2. 審査委員1名あたり100点満点、合計400点満点で、各審査委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。なお、各審査委員の採点の合計点で240点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を決定する。
3. 点数が同点となった場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
4. 最低基準点以上の者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。